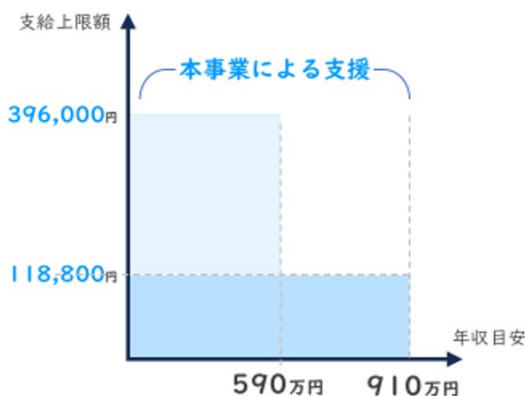


# 就学支援金新制度対象外となる生徒等への支援

## 新入生（留学生を除く）

令和8年4月以降に入学する生徒のうち、旧制度の就学支援金であれば、支給対象となりうる**年収約910万円未満**の世帯に属する生徒（※留学生を除く）は、**高校生等・新修学支援**が対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限39万6,000円**の支援金が支給されます。

| 国籍・在留資格等の要件   | 必要書類   |
|---|--|
| <b>令和8年4月1日以降に入学した者のうち新制度対象外の者</b> （在留資格が留学を除く）<br>(例)<br>①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者<br>②在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない者、または、日本に定着の意思がない者<br>③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等 | 生徒等の以下のいずれかの書類<br>・住民票の写し（原本）<br>・特別永住者証明書の写し（コピー）<br>・在留カードの写し（コピー） |



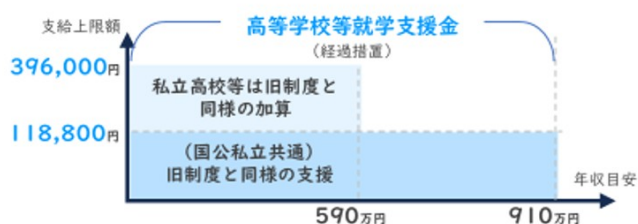
## 在校生（留学生を含む）

○令和8年3月31日以前から高等学校等※に在籍する生徒等（在校生）のうち、高等学校等就学支援金【新制度】を対象外になった方

### ①年収約910万円未満の世帯に属する生徒等

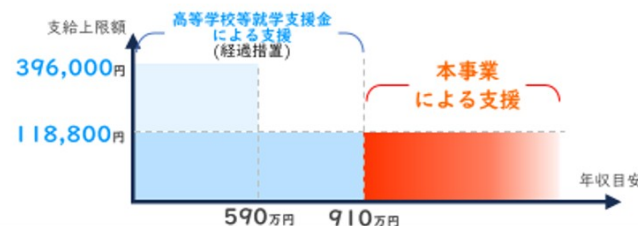
旧制度の就学支援金において**年収約910万円未満の世帯に属する在校生（留学生を含む）**については、（経過措置）**高等学校等就学支援金【旧制度】**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限39万6,000円**の支援金が支給されます。

【経過措置】新制度対象外となる在校生（留学生を含む）が対象



### ②年収約910万円以上の世帯に属する生徒等

旧制度の就学支援金において所得制限を受けていた**年収約910万円以上の世帯に属する生徒等**については、**高校生等・新修学支援**の対象となります。授業料に対し、所得にかかわらず**年額上限11万8,800円**の支援金が支給されます。



## 生徒等の在留資格に関する要件

| 国籍・在留資格等の要件  | 必要書類   |
|--|--|
| <b>新制度対象外の者のうち令和8年3月31日時点で高等学校等就学支援金の受給資格を有している者</b><br>(例)<br>①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者<br>②在留資格が留学等の者<br>③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等 | 生徒等の以下のいずれかの書類<br>・住民票の写し（原本）<br>・特別永住者証明書の写し（コピー）<br>・在留カードの写し（コピー） |

※ 高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校、外国人学校

## 申請方法

### 【紙申請】

受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。

※ 申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。

# 高等学校等就学支援金【新制度】

## 高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ**、受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。

### 支援額の例 (支給上限年額)

国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円  
公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円  
※ 学校種により異なります。



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

## 生徒等の在留資格のに関する要件

### 国籍・在留資格等の要件

**高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、  
日本国内に住所を有する者のうち日本国籍を有する生徒等**

- ※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。
- ※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

## 申請方法

### 【オンライン申請】

e-Shienにおいて、オンライン申請が可能です。学校から配布されたログインID通知書を参照の上、申請を行ってください。※ 学校・学校の所在する都道府県から別の案内がある場合は、その指示に従ってください。

## 高等学校等就学支援金

お問い合わせ  
について



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1292209.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm)



私立

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1292214.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm)



# 高等学校等就学支援金【新制度】

## 高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ**、受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。

支援額の例  
(支給上限年額)

国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円  
公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円  
※ 学校種により異なります。



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

## 生徒等の在留資格のに関する要件

### 国籍・在留資格等の要件

**高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、日本国内に住所を有する者のうち日本国籍以外の方で、以下の在留資格等を有する生徒等**

- ①特別永住者 ②永住者 ③日本人の配偶者等
- ④永住者の配偶者等
- ⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑥家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

### 必要書類

生徒等の以下のいずれかの書類  
・住民票の写し（原本）  
・特別永住者証明書の写し（コピー）  
・在留カードの写し（コピー）  
  
(家族滞在は以下の書類も提出)  
・日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。

※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校



## 申請方法

### 【紙申請】

受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。  
※ 申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。



## 高等学校等就学支援金

お問い合わせ  
について



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1292209.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm)



私立

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1292214.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm)

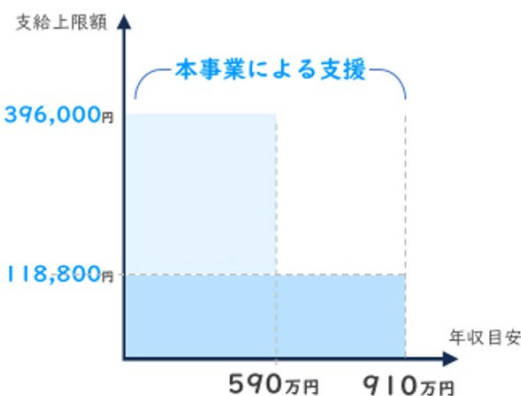


# 就学支援金新制度対象外となる生徒等への支援

## 新入生（留学生を除く）

令和8年4月以降に入学する生徒のうち、旧制度の就学支援金であれば、支給対象となりうる**年収約910万円未満**の世帯に属する生徒（※留学生を除く）は、**高校生等・新修学支援**が対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限39万6,000円**の支援金が支給されます。

| 国籍・在留資格等の要件   | 必要書類   |
|---|--|
| <b>令和8年4月1日以降に入学した者のうち新制度対象外の者</b> （在留資格が留学を除く）<br>（例）<br>①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者<br>②在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない者、または、日本に定着の意思がない者<br>③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等 | 生徒等の以下のいずれかの書類<br>・住民票の写し（原本）<br>・特別永住者証明書の写し（コピー）<br>・在留カードの写し（コピー） |



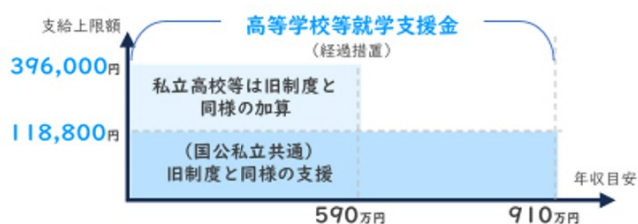
## 在校生（留学生を含む）

○令和8年3月31日以前から高等学校等※に在籍する生徒等（在校生）のうち、高等学校等就学支援金【新制度】を対象外になった方

### ①年収約910万円未満の世帯に属する生徒等

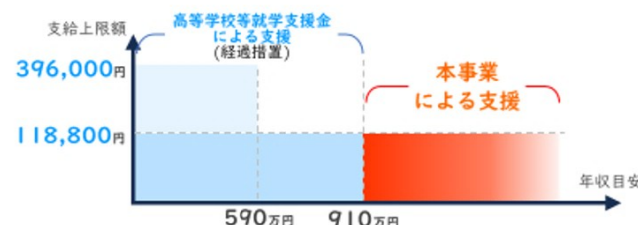
旧制度の就学支援金において**年収約910万円未満の世帯に属する在校生（留学生を含む）**については、（経過措置）**高等学校等就学支援金【旧制度】**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限39万6,000円**の支援金が支給されます。

【経過措置】新制度対象外となる在校生（留学生を含む）が対象



### ②年収約910万円以上の世帯に属する生徒等

旧制度の就学支援金において所得制限を受けていた**年収約910万円以上の世帯に属する生徒等**については、**高校生等・新修学支援**の対象となります。授業料に対し、所得にかかわらず**年額上限11万8,800円**の支援金が支給されます。



## 生徒等の在留資格に関する要件

| 国籍・在留資格等の要件  | 必要書類   |
|--|--|
| <b>新制度対象外の者のうち令和8年3月31日時点で高等学校等就学支援金の受給資格を有している者</b><br>（例）<br>①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者<br>②在留資格が留学等の者<br>③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等 | 生徒等の以下のいずれかの書類<br>・住民票の写し（原本）<br>・特別永住者証明書の写し（コピー）<br>・在留カードの写し（コピー） |

※ 高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校、外国人学校

## 申請方法

### 【紙申請】

受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。  
※ 申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。

# 高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル

## 変更手続編（在校生受給資格確認） （令和8年4月申請向け）

就学支援金を受給している在校生が「在校生受給資格確認」を行うための  
専用マニュアルです。

2026年4月  
文部科学省

# 目次

- このマニュアルでは、高等学校等就学支援金(以下、就学支援金)に関する手続を、生徒がe-Shienで行うための手順について説明します。
- マニュアルは次の3つに分かれており、本書は「変更手続編(在校生受給資格確認)(令和8年4月申請向け)」です。
  - 共通編(令和8年4月申請向け)
    - ・・・e-Shienの概要や操作方法を説明します。
  - 新規申請編(令和8年4月申請向け)
    - ・・・「意向登録」「受給資格認定申請」について説明します。  
入学・転入時や、新たに就学支援金の申請を行う際に参照してください。
  - 変更手続編(在校生受給資格確認)(令和8年4月申請向け)
    - ・・・「在校生受給資格確認」について説明します。  
就学支援金を受給している在校生が申請を行う際に参照してください。

※日本国籍ではない生徒におかれましては、令和8年度の就学支援金制度への申請については、紙の申請書に必要事項を記載のうえ、国籍・在留資格の確認に必要な書類と一緒に、学校が指定する窓口へ提出してください。

# 目次

- 本書(変更手続編(在校生受給資格確認)  
(令和8年4月申請向け))の内容は、以下のとおりです。

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 1. 在校生受給資格確認の流れ      | P.4 |
| 2. 操作説明              |     |
| 2-1. e-Shienにログインする  | P.5 |
| 2-2. 在校生受給資格確認の申請をする | P.6 |

※本文中の画面表示は、令和8年4月現在のものです。

- e-Shienへのアクセス  
<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



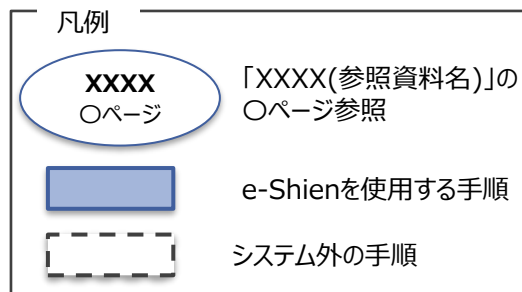
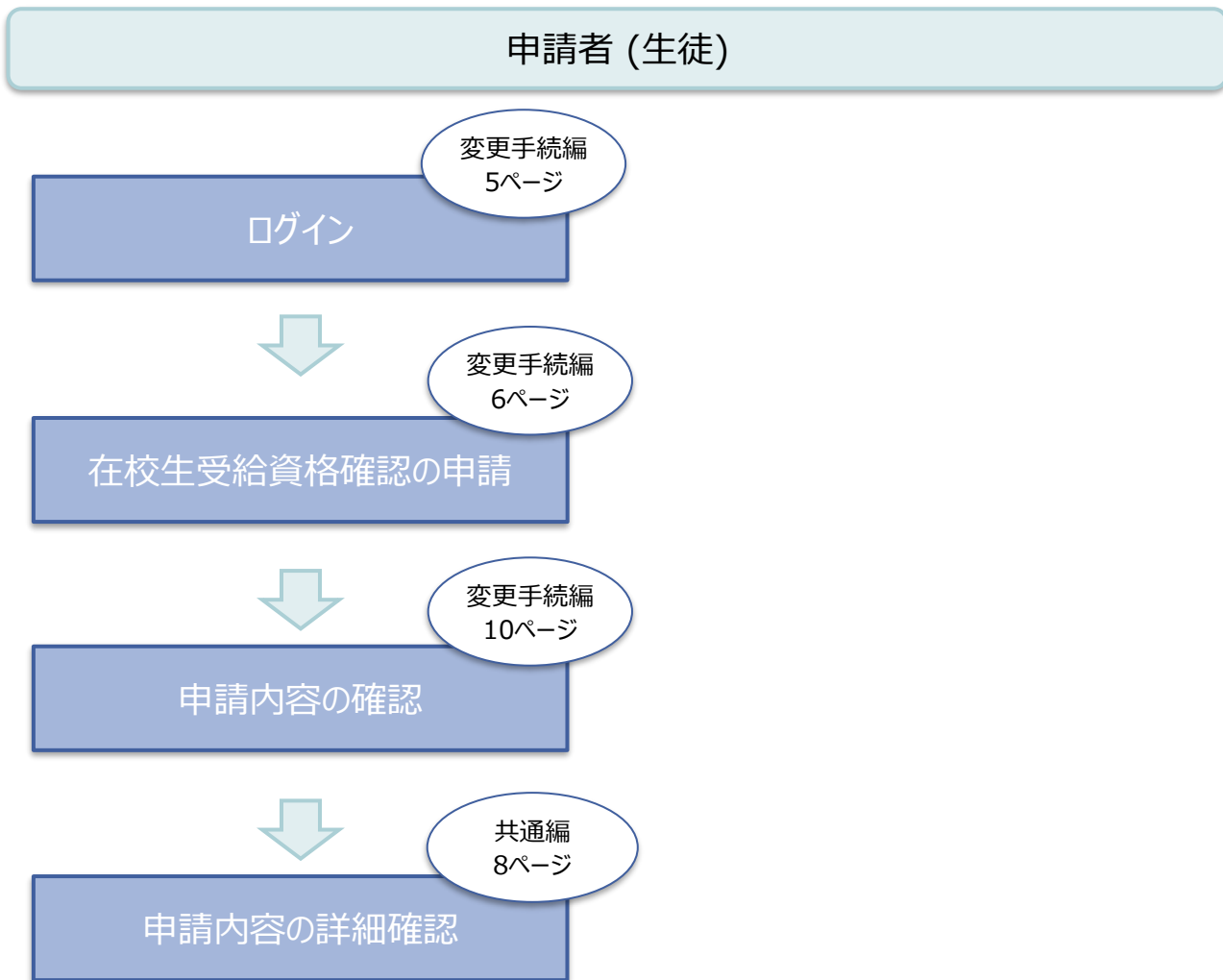
- 就学支援金制度の概要  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)



# 1. 在校生受給資格確認の流れ

e-Shienを利用した在校生受給資格確認の流れは以下となります。  
(共通編(令和8年4月申請向け)マニュアルの5ページと同じ記載です。)

## 在校生受給資格確認の申請 (就学支援金を受給している在校生 等)



## 2. 操作説明

### 2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



#### 1. ログイン画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

ログイン

1 ログインID  
学校から配布された「ログインID通知書」のログインIDを入力してください。

パスワード  
パスワードを入力してください。

I パスワードを表示する

II 言語(Language)  
日本語

2 ログイン

III ※ログインIDをお持ちでない場合、または、パスワードを忘れた場合は、在学する学校の担当先生へお問い合わせください。  
※利用規約はこちら

3 チャットで質問する

IV 利用可能なOS・ブラウザについて

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

#### ログインID通知書のサンプル

\*\*\*\*\* 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 \*\*\*\*\*

発行日： 令和4年1月4日

発行回数： 1

|   |                          |          |
|---|--------------------------|----------|
| 1 | ログインID<br>(数字のみ)         | 11545683 |
|   | パスワード<br>(英字大文字・小文字、数字)* | 4gUWRP4m |

\*「1」… 数字のイチ  
「I」… 英小文字のエル  
「I」… 英大文字のアイ  
「0」… 数字のゼロ  
「O」… 英大文字のオー  
「o」… 英小文字のオー

■これらの情報は高等学校等就学支援金の申請にあたって、高等学校等就学支援金オンライン申請システムを利用する際に必要となります。  
■当該システムを利用する前に、システムのログイン画面または文部科学省のホームページに掲載されている利用規約を確認してください。なお、当該システムを利用した場合、利用規約に同意したものとみなされます。  
■在学中は変更されません。卒業まで紛失しないように大切に保管してください。  
■紛失した場合は、直ちに学校担当者へお申し出ください。  
■他人に見せたり教えたりしないでください。

#### 手順

- 1 ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- 2 「ログイン」ボタンをクリックします。 **6ページへ**
- 3 チャットボットにてe-Shienの操作に関する質問ができます。  
※令和8年4月オンライン申請向けのチャットボットのセクションをご覧ください

#### 補足

- I 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- II 表示言語は、「日本語」または「English」が選択できます。
- III e-Shienの「利用規約」を確認できます。  
• ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。
- IV e-Shienで利用可能なOS・ブラウザを確認できます。

## 2. 操作説明

### 2-2. 在校生受給資格確認の申請をする

在校生受給資格確認の申請を行います。

#### 1. ポータル画面

変更手続 ヘルプ

就学支援金の申請内容を変更するための手続きはこちらです。

| 申請名         | 申請説明   |
|-------------|--|
| 1 在校生受給資格確認 | すでに就学支援金の受給資格認定を受けている生徒が、引き続き就学支援金の支給を受けたい場合に手続きを行います。 |

#### 手順

- 1 ポータル画面の「変更手続」タブ内にある「在校生受給資格確認」ボタンをクリックします。

#### 2. 在校生受給資格確認（生徒情報）画面(1/2)

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム ? チャットで質問する ? ヘルプ ? FAQ ログアウト

学校名 ローカル県立〇〇高等学校【学年】 (学校管理団体なし) ログインID 40338493 ユーザ名 支援 太郎

#### 在校生受給資格確認（生徒情報）

1 [記入上の注意](#) [留意事項](#)



#### 生徒情報

2

|            |               |
|------------|---------------|
| 氏名         | 支援 太郎         |
| ふりがな       | しえん たろう       |
| 生年月日       | 2010年04月01日   |
| 郵便番号       | 1234567       |
| 住所(都道府県)   | 東京都           |
| (市区町村)     | 千代田区          |
| (町名・番地)    | 霞が関 1 1 1 1 1 |
| (建物名・部屋番号) |               |

I

メールアドレス 検索

manual@mext.go.jp

審査完了時等にメールの連絡を希望する場合、入力してください。

メールは、「e-shien@mext.go.jp」から送信されます。1つ下の「?」使用できない形式のメールアドレス」を参照し、登録されているアドレスに間違いがないか、受信拒否設定に問題がないかなど、確認してください。

? 使用できない形式のメールアドレス

#### 手順

- 1 記入上の注意・留意事項をよく読んでから申請してください。
- 2 前回の申請時に登録した生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。

7ページへ

#### 補足

- I
- 1 メールアドレスに変更がある場合、この画面で修正します。それ以外に変更がある場合は、学校に連絡してください。

メールアドレスについては生徒情報画面でのみ登録可能となります。通知を受信されたい方のメールアドレスを登録してください。

## 2. 操作説明

### 2-2. 在校生受給資格確認の申請をする

#### 2. 在校生受給資格確認（生徒情報）画面(2/2)

申請対象時期 **必須**

2026年3月31日以前の申請  
 2026年4月1日以降の申請

申請日ではなく、適用開始年月を基準に選択してください。適用開始年月が2026年3月31日までの場合は「2026年3月31日以前の申請」、2026年4月1日以降の場合は「2026年4月1日以降の申請」を選択してください。

国籍 **必須**

日本国  
 日本国以外

在留資格

--選択してください--

在留資格証明書

システム

「システム」を選択した場合は上記の「在留資格等に関する事件」を登録し、必要な在留資格証明書をアップロードしてください。

事件とあるファイルには、以下の制限があります。

- ・1ファイルで事件してください。
- ・サイズは5MB以下してください。
- ・形式は、JPG形式(拡張子:.jpg、.jpeg)又はPDF形式としてください。

ファイルを選択 選択されていません

在留期間 (例) 2035年01月01日

国籍項目「日本国」を選択した場合、  
入力不要です

永住意思

在留資格が「定住者」の人のみ回答してください。

初入国時期

国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国しましたか？

はい  
 いいえ

日本学校卒業有無

日本の小学校から中学校までを卒業（終了）していますか？

している  
 していない

就労志意思

日本に就労して志願する意思はありますか？

あり  
 なし

#### 手順

- 1 国籍項目を選択してください。
- 2 「入力内容確認」ボタンをクリックします。

8ページへ

#### 補足

- ・ 国籍項目を「日本国以外」に選択する必要がある場合には、システムでの申請ではなく、紙の申請書に必要な事項を記載のうえ、国籍・在留資格が確認できる資料をその申請書に添付したうえで、学校の指定する窓口へ提出してください。

入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。未入力項目がないか必ず確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

← マイページに戻る

2

入力内容確認 >

## 2. 操作説明

### 2-2. 在校生受給資格確認の申請をする

#### 3. 在校生受給資格確認登録確認画面(1/2)

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

? チャットで質問する ? ヘルプ ? FAQ ログアウト

学校名 ローカル種立〇〇高等学校【学年制】(学校管理団体なし) ログインID 40338493 ユーザー名 支援 太郎

在校生受給資格確認登録確認



**手順**

1 生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。

9ページへ

1

✓ 生徒情報

| 生徒情報              |   |
|-------------------|---|
| 氏名                | 支援 太郎   |
| ふりがな              | しえん たろう   |
| 生年月日              | 2010年04月01日   |
| 郵便番号              | 123-4567  |
| 住所(都道府県)          | 東京都   |
| (市区町村)            | 千代田区  |
| (町名・番地)           | 轟が関 1 1 1 1 1   |
| (建物名・部屋番号)        |   |
| メールアドレス           | manyual@mext.go.jp                                      |
| 申請対象時期            | 2026年4月1日以降の申請  |
| 国籍                | 日本国   |
| 在留資格              |   |
| 在留期限              |   |
| 永住意思              |   |
| 初入国時期             |   |
| 日本学校卒業有無          |   |
| 就労定着意思            |   |
| 在留資格証明書提出方法       |   |
| 在留資格証明書アップロードファイル | アップロードファイルをダウンロードするときは、ファイル名を選択してください(長押しや右クリックはできません)。 |

## 2. 操作説明

### 2-2. 在校生受給資格確認の申請をする

#### 3. 在校生受給資格確認登録確認画面(2/2)

確認事項

以下の内容を確認の上、申請してください

1  「記入上の注意」をよく読み、内容を確認しました。

記入上の注意

「留意事項」をよく読み、内容を確認しました。

留意事項

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

I  「メールアドレスの利用目的および注意事項」を理解し、メールアドレス登録に同意します。

メールアドレスの利用目的および注意事項

本申請・届出・申出内容は、事実と相違ありません。

本申請・届出・申出に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

申請内容に変更が生じた場合には、速やかに学校に連絡してください。

II

#### 手順

- 1 内容を確認し、チェックします。
- 2 「本内容で申請する」ボタンをクリックします。

10ページへ

#### 補足

- I メールアドレスについての確認事項は、メールアドレスを入力した場合のみ表示されます。
- II 前の画面の入力内容を修正する場合、「在校生受給資格確認(生徒情報)に戻る」ボタンをクリックします。

## 2. 操作説明

### 2-2. 在校生受給資格確認の申請をする

#### 4. 在校生受給資格確認登録結果画面

1

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

チャットで質問する ? ヘルプ ? FAQ ログアウト

学校名 ローカル風立〇〇高等学校【学年組】 (学校管理団体なし) ログインID 40338493 ユーザー名 支援 太郎

在校生受給資格確認登録結果

1 2 3  
生徒情報入力 入力内容確認 申請完了

本システムによる在校生受給資格確認の手続きは以上で終了となります。

受付番号  
R-26-079-02-0001-0002

マイページに戻る

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

#### 手順

- 1 申請の登録結果が表示されます。以上で在校生受給資格確認は完了です。

#### 5. ポータル画面

認定状況

意向登録状況、及び、毎年度の受給資格の認定状況をご確認いただけます。

| 項番 | 申請日         | 申請名       | 審査状況      | 詳細 |
|----|-------------|-----------|-----------|----|
| 1  | 2025年04月01日 | 申請意向登録    | 登録済(意向あり) |    |
| 2  | 2025年04月01日 | 受給資格認定申請  | 審査完了      | 表示 |
| 3  | 2025年07月01日 | 申請継続意向登録  | 登録済(意向あり) |    |
| 4  | 2025年07月01日 | 収入状況届出    | 審査完了      | 表示 |
| 5  | 2026年04月01日 | 在校生受給資格確認 |           | 表示 |

#### 手順

- 1 申請内容を確認する場合は、「表示」ボタンをクリックします。